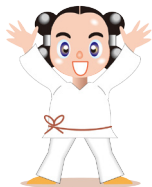




## 桂川町物価高騰緊急支援対策事業のお知らせ



# 物価高騰の影響を大きく受ける 世帯等を支援します



事業名	概要・申請方法等	担当課・申請期限
物価高騰対応 重点支援給付金 給付事業	物価高騰の影響を大きく受ける住民税非課税世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯も含む）に対し、 <b>1世帯あたり7万円</b> を給付します。	健康福祉課 ☎65・0001
	上記の世帯のうち、令和5年7月ごろに実施した「令和5年度桂川町物価高騰緊急支援給付金（3万円）」を口座振込で受給した世帯は、申請手続きなしで同じ口座に7万円を振り込みます。 <b>それ以外の世帯については、申請が必要となります。</b> 対象世帯につきましては、郵送にて通知しますので必ずご確認ください。	<b>令和6年 3月15日まで</b>
医療・福祉施設 物価高騰対策 事業	住民の生活・健康を支える医療・福祉などのサービスを提供する施設に対し、光熱費等の上昇分を支援します。	健康福祉課 ☎65・0001
	対象施設には、郵送にて通知します。	<b>令和6年 2月29日まで</b>
水道料金 減免事業	住民・事業者の水道料金の <b>基本料金の半額を減免</b> します。減免期間は、令和6年1月請求分～3月請求分の3ヶ月間です。	水道課 ☎65・3241
学校給食 物価高騰対策事業	学校給食調理場に対し、材料費の価格上昇分を支援します。	学校教育課 ☎65・1149

※「水道料金減免事業」および「学校給食物価高騰対策事業」につきましては、申請の必要はありません。